

【 新規講習会 】

特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法講習会

1. 背景

令和元年6月19日に浄化槽法が改正され、「都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、水質に関する検査の結果の報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（特定既存単独処理浄化槽）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。」となり、既設単独処理浄化槽の合併転換が進むものと期待されています。しかしながら、既存の単独処理浄化槽に対する特定既存単独処理浄化槽選定の判断基準や、合併化に関する実務的な手法の構築が確立されておらず、その対応が急務となっていました。

このような課題を解決するため、本講習会を新規に追加いたしました。

開催方法等については講習事業グループまでお問い合わせください。

※令和3年度は、依頼があった場合のみ地方会場にて開催いたします。

2. 講習時間

3時間（1日間）

3. 教科目

教科目	時間数
(1) 汚水処理施設の整備計画の見直しと単独処理浄化槽の取り扱い	3時間
(2) 特定既存単独処理浄化槽に関する定義と対応	
(3) 浄化槽の法定検査と特定既存単独処理浄化槽の立入検査	
(4) 指針における特定既存単独処理浄化槽の判定と措置の考え方	
(5) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施	
(6) 特定既存単独処理浄化槽の判定から対応までの事例	
(7) 質疑応答	

4. 受講資格

都道府県・市町村浄化槽行政担当者、浄化槽関係技術者等

5. 開催費用等

開催費用、テキスト代、旅費についてはご相談ください。

6. 講習会窓口

講習事業グループ 藤野

TEL 03-3635-4880 FAX 03-3635-4886 メールアドレス kyohmu@jeces.or.jp